

平成 30 年度

黒石市の財政状況

黒石市企画財政部財政課

目 次

はじめに・資料の作成にあたり	1
I 平成 30 年度の決算状況	
1. 普通会計の決算状況	3
2. 決算規模の推移	5
II 歳 入	
1. 歳入の内訳	6
2. 地方税の内訳	8
3. 地方交付税の推移	10
III 歳 出	
1. 目的別歳出の内訳	11
2. 性質別歳出の内訳	13
3. 主な性質別歳出の推移	15
4. 地方債現在高の推移	18
5. 積立基金残高の推移	19
IV 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく指標	
1. 健全化判断比率	20
2. 早期健全化基準と財政再生基準	25
3. 資金不足比率	26
参考資料	28
語句等の説明	31

はじめに

本市は平成 10 年度決算において、大規模事業の実施による投資的経費の増大やそれに伴う公債費の増、そして各特別会計への繰出金などにより赤字を計上し、以後 10 年に渡り赤字決算が続きました。

また地方公共団体の財政悪化を危惧した国は、平成 19 年度に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」を制定。平成 20 年度以降の決算では、4 つ設けられた指標のうち一つでも基準値を上回る地方公共団体は「財政健全化団体」や「財政再生団体」に該当し、それぞれ財政健全化計画や財政再生計画を策定し、実施することが義務付けられるようになりました。

国全体で地方公共団体の財政健全化に向けた動きが強まりつつあったなか、本市は平成 17 年度に策定した「黒石市集中改革プラン」や平成 20 年度に策定した「黒石市行財政運営方針」に基づき、市民の皆様の御協力のもと行財政改革に取り組んできました。

それらの努力により、一般会計は平成 20 年度決算以後黒字転換し、また財政健全化法の 4 つの指標についても基準値を下回り、「財政健全化団体」、「財政再生団体」には該当になっておりません。

しかし、一般会計の赤字や、「財政健全化団体」・「財政再生団体」化については回避できているとはいえ、主な歳入である国からの交付税は減少傾向にあるうえ、公共施設の老朽化対策、人口減少対策、活性化対策など各種施策を行わなければいけない状況であることから、依然として気の緩められない財政運営が続くことになります。

「平成 30 年度黒石市の財政状況」は、黒石市の財政状況を広く知っていただくため、普段財政に馴染みのない方にもイメージしやすいよう、グラフ等を用いて作成したものです。市民の皆様が財政の現状に対する認識を共有し、本市財政についての更なる御理解をいただくため、本資料がその一助となれば幸いです。

令和元年 11 月

黒石市企画財政部財政課

資料の作成にあたり

「平成 30 年度黒石市の財政状況」は、基礎資料として、「平成 30 年度地方財政状況調査（決算統計）」「平成 30 年度地方公営企業財政状況調査（地方公営企業決算統計）」「平成 30 年度黒石市一般会計決算書及び各特別会計・公営企業会計決算書」を用いて作成しました（過去年度からの推移については、各年度の資料に基づいていません）。

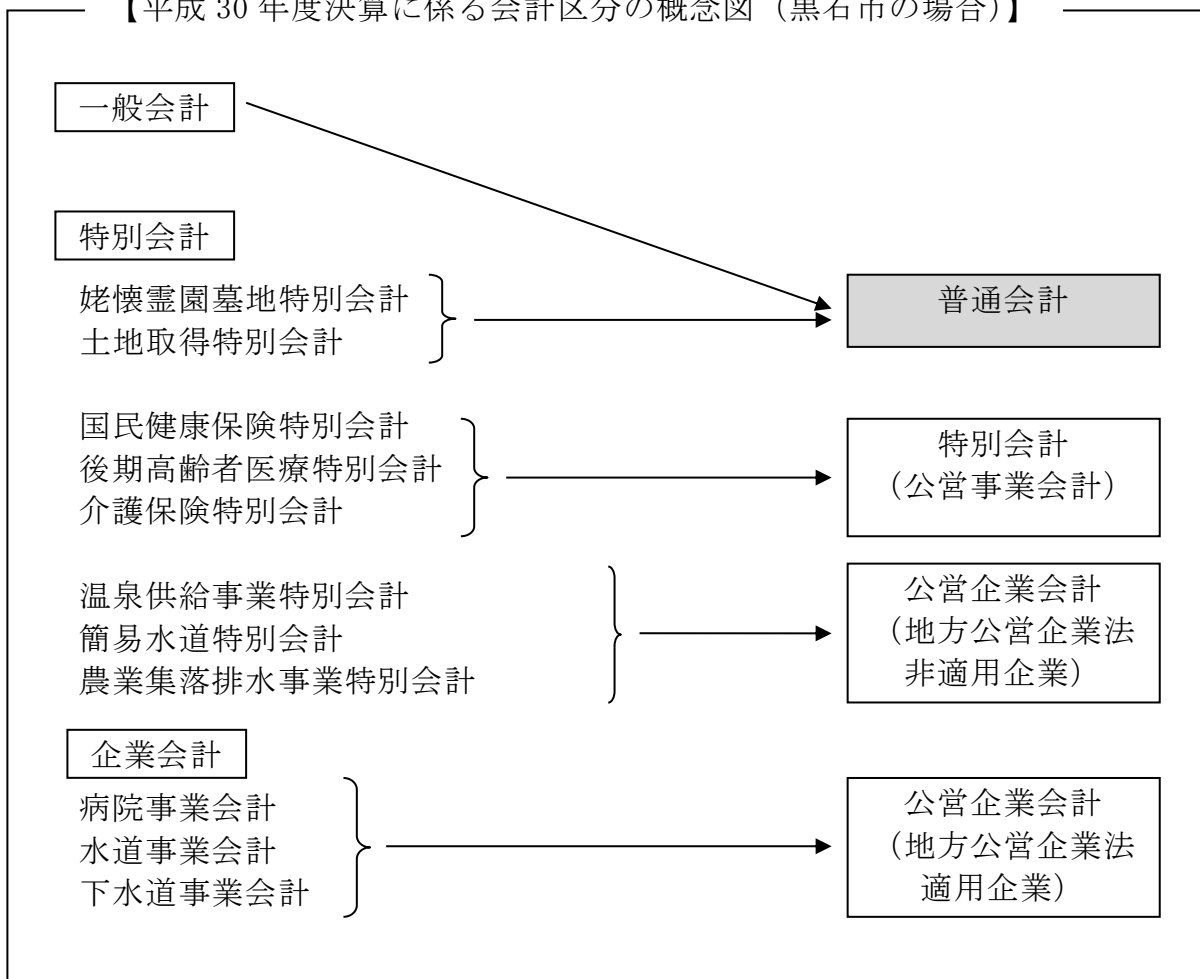
また、資料については普通会計をベースに作成しています。

○ 一般会計と普通会計の違いについて

普通会計とは、各地方公共団体間で財政比較や統一的な掌握を目的として、国が定めた地方財政統計上の統一的会計区分であり、公営事業会計以外の会計を総合してひとつの会計としてまとめたものをいいます。

一般会計及び特別会計のなかで、公営事業会計に係る全部又は一部の収支を経理している場合においては、これに係る一切の収支は、普通会計から分別して、公営事業会計で経理されたものとして取り扱う必要があります。また、普通会計に区分される一般会計と特別会計とを単純に加算した際、重複分が生じることから、これを取り除いて普通会計としています。

【平成 30 年度決算に係る会計区分の概念図（黒石市の場合）】



I 平成30年度の決算状況

1. 普通会計の決算状況

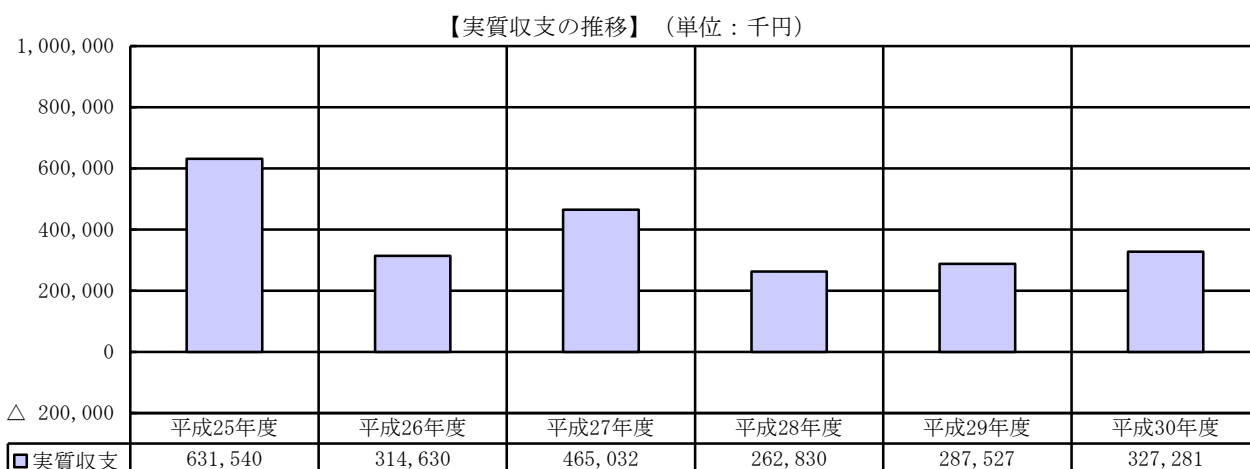
平成30年度の普通会計は黒字決算（実質収支3億2,728万1千円）でした。昨年度は基金の取り崩しを行いませんでしたが、今年度は1億円を取り崩し、1億4,059万6千円を積み立てました。詳細は以下のとおりです。

区 分	平成30年度決算額
歳入総額	17,080,742千円
歳出総額	16,735,542千円
歳入歳出差引額	345,200千円
翌年度に繰り越すべき財源	17,919千円
実質収支	327,281千円
単年度収支	39,754千円
積立金	140,596千円
繰上償還金	0千円
積立金取崩額	100,000千円
実質単年度収支	80,350千円

- ★ 翌年度に繰り越すべき財源…予算化されたものの決算年度に実施できなかった事業を翌年度に実施する（繰越事業）ための財源です。翌年度の財源になるので、実質収支の計算では控除します。
- ★ 実質収支…歳入歳出差引額から「翌年度に繰り越すべき財源」を除いた額です。その年度でのお金の単純な増減を表します。
- ★ 単年度収支…当該年度の実質収支から前年度の実質収支、つまり黒字の繰越金（2億8,753万円）を差し引いた額です。純粋にその年度で増減した額を表します。
- ★ 繰上償還金…地方債の元利償還を、予定より早めて実施することです。実施しなかった場合に黒字が増えることになり、実質的な黒字要素であることから、実質単年度収支の算出では積立額とともにプラスで計上します。
- ★ 実質単年度収支…単年度収支に財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額です。

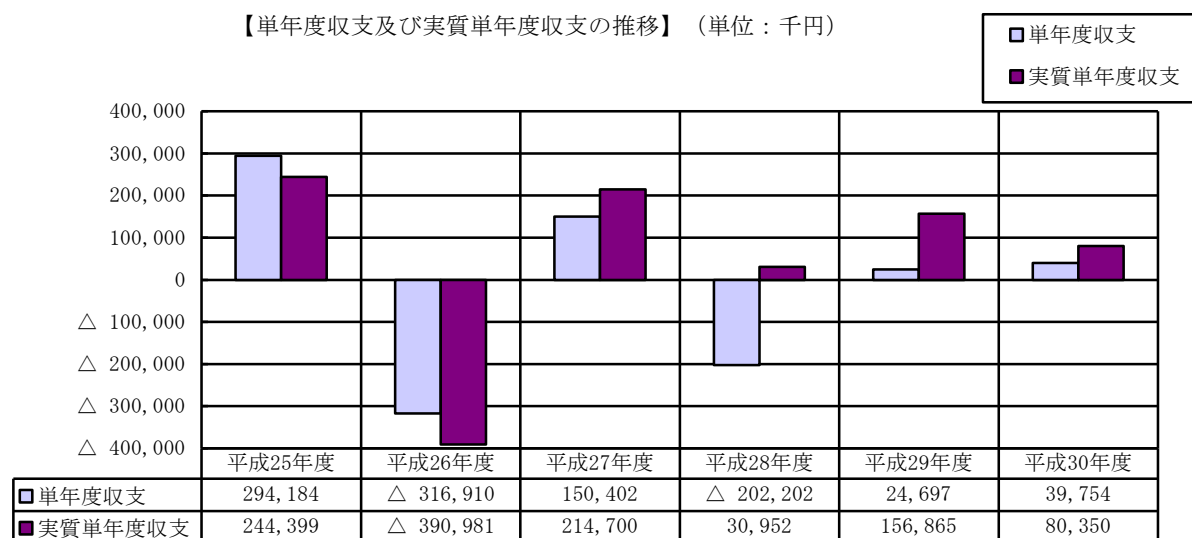
(1) 実質収支

平成30年度決算において、歳入歳出差引額（形式収支）は3億4,520万円の黒字となり、翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支は3億2,728万1千円の黒字でした。



(2) 単年度収支及び実質単年度収支

平成30年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は3,975万4千円でした。さらに、単年度収支に財政調整基金への積立金と繰上償還金を加え、積立金取崩額を引いた実質単年度収支は8,035万円でした。



2. 決算規模の推移

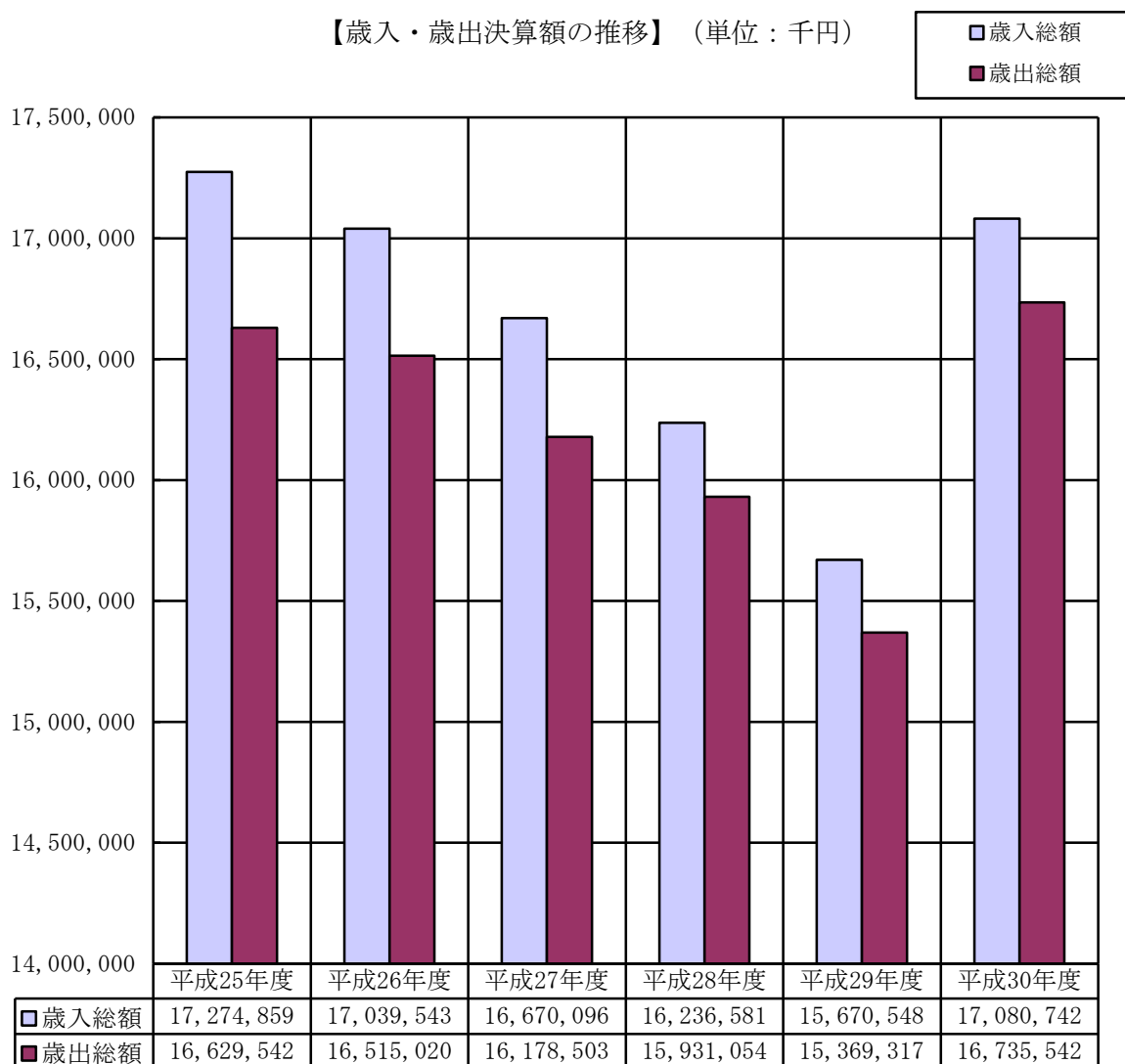
平成30年度の普通会計の決算額は、

歳入 170億8,074万2千円（平成29年度：156億7,054万8千円）

歳出 167億3,554万2千円（平成29年度：153億6,931万7千円）

で、前年度と比べて歳入は9.0%の増（14億1,019万4千円の増）、歳出は8.9%の増（13億6,622万5千円の増）となり、歳入・歳出とも前年度の決算規模を大きく上回りました。

【歳入・歳出決算額の推移】（単位：千円）

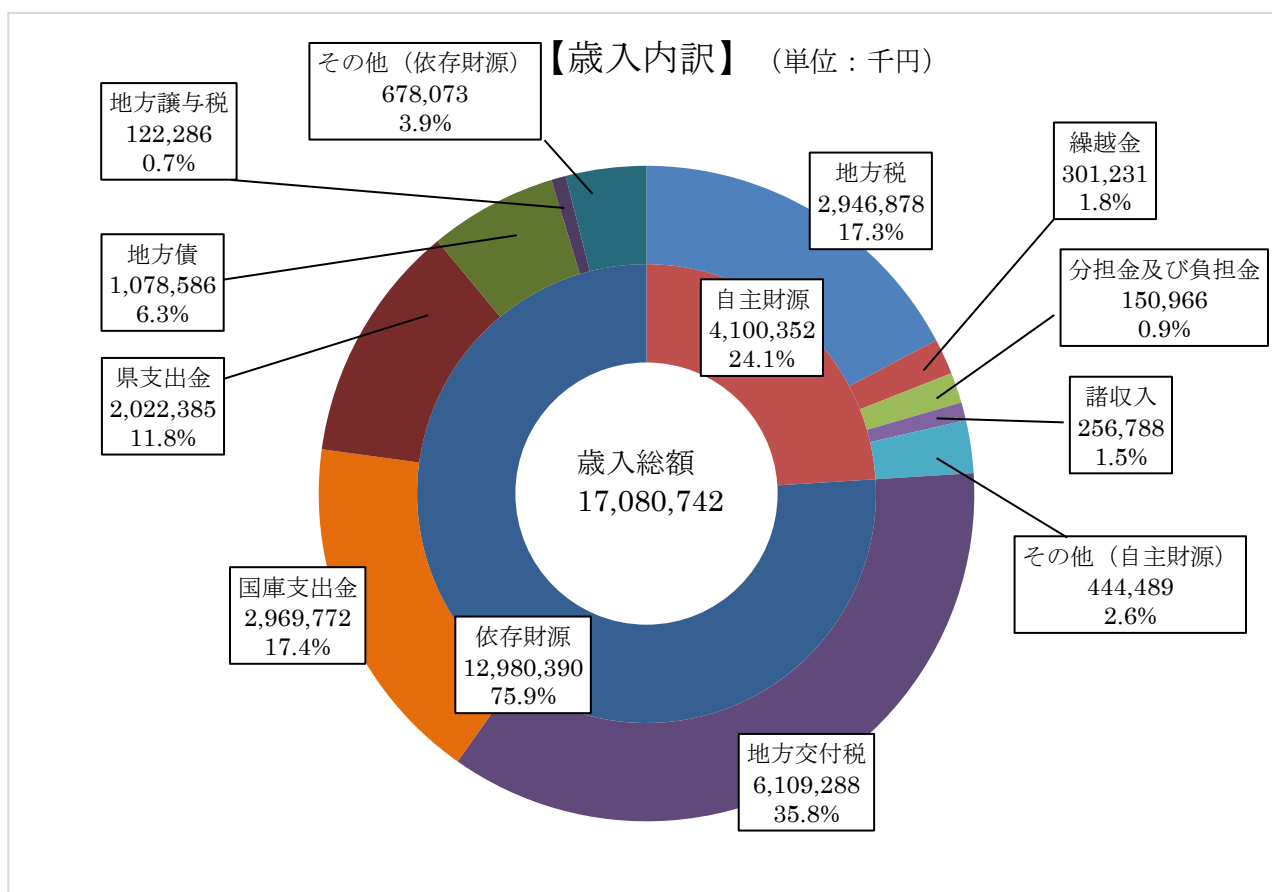


Ⅱ 歳入

1. 歳入の内訳

平成 30 年度決算における黒石市の歳入（収入）の内訳は以下のとおりです。国から交付される地方交付税が全体の 35.8%を占め、次いで国庫支出金、地方税、県支出金の順となっています。

財源の内訳で見ると、地方税や繰越金、分担金及び負担金など市が自主的に収入することができる自主財源が、41 億 35 万 2 千円と歳入全体の 24.1%である一方、地方交付税や国・県支出金、地方債等の依存財源は、129 億 8,039 万円で 75.9%となっています。このことから、本市は歳入の約 4 分の 3 を依存財源に頼っている状態であると言えます。

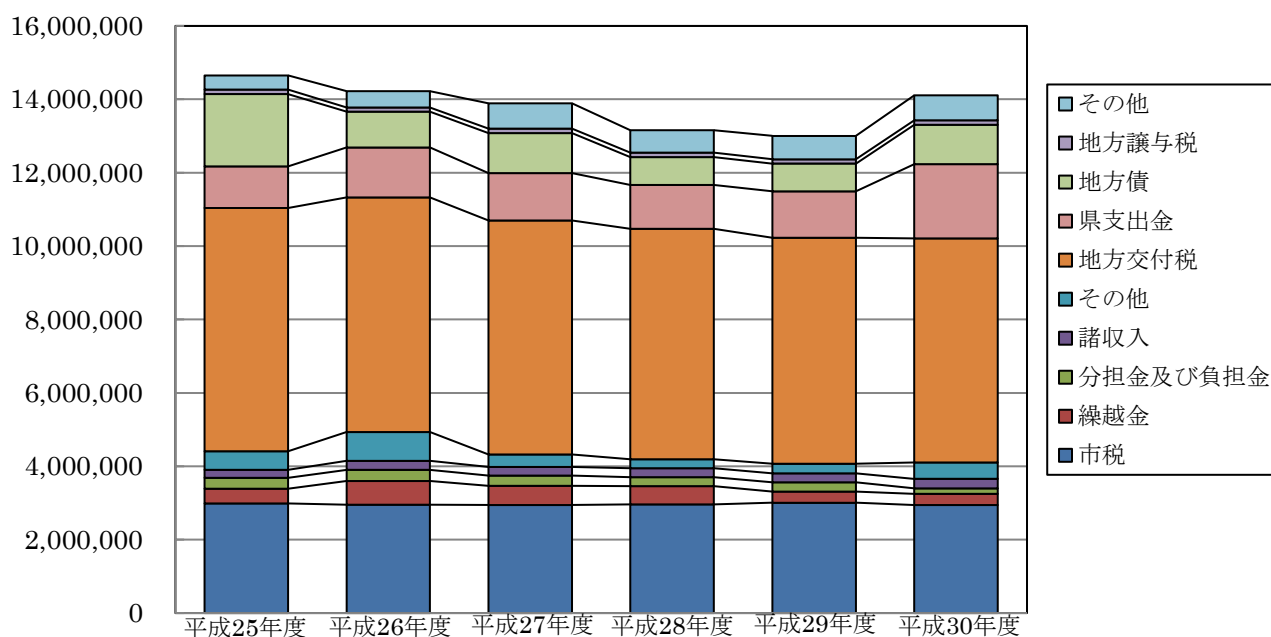


- ★ 地方税…市民の皆様から納めていただいた税金による収入です。
- ★ 繰越金…前年度の決算の剰余金を繰り越して収入としたものです。
- ★ 分担金及び負担金…市で行う事業に対して、その事業に関わる人・団体に支払ってもらったお金です。
- ★ 諸収入…貸付金元利収入や延滞金などほかの科目に該当しない収入です。
- ★ その他（自主財源）…手数料、使用料、財産収入、繰入金、寄附金です。
- ★ 地方交付税…国税 5 税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合の額

で、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するため国が交付するお金です。

- ★ 国庫支出金・県支出金…国や県が用途を特定して地方公共団体に交付する資金です。
- ★ 地方債…いわゆる借入金で、その返済が一会計年度を超えて行われるものです。
- ★ 地方譲与税…国が徴収した特定税目のうち一定割合を地方公共団体に譲与するものです。
- ★ その他（依存財源）…自動車取得税交付金、地方特例交付金などです。

【歳入の推移】（単位：千円）



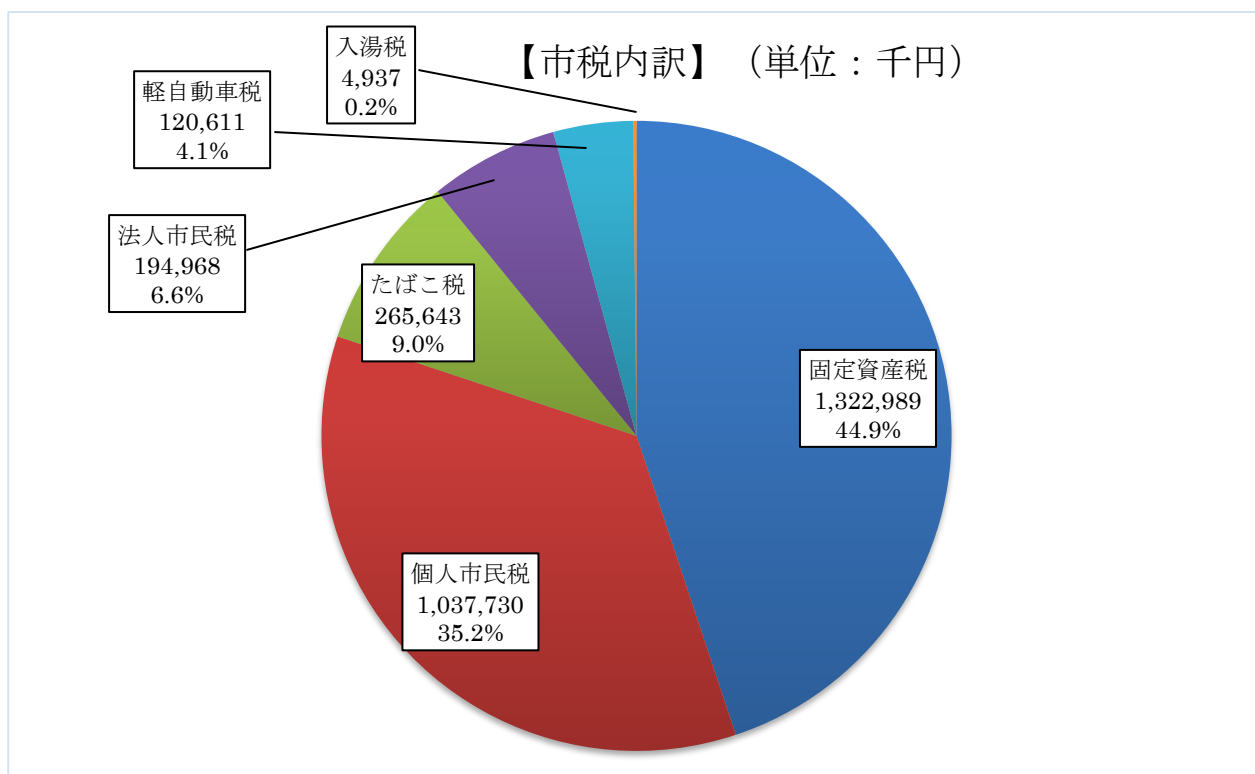
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地方税	2,983,323	2,954,234	2,946,061	2,963,075	3,008,931	2,946,878
繰越金	407,616	645,317	524,523	491,593	305,527	301,231
分担金及び負担金	291,087	302,458	273,875	248,344	251,259	150,966
諸収入	223,559	247,150	236,745	241,911	243,834	256,788
その他（自主財源）	507,640	785,928	339,995	248,350	260,406	444,489
地方交付税	6,626,538	6,392,863	6,373,304	6,277,467	6,157,244	6,109,288
国庫支出金	2,622,916	2,817,398	2,782,364	3,075,109	2,665,256	2,969,772
県支出金	1,136,485	1,362,007	1,290,833	1,192,788	1,266,562	2,022,385
地方債	1,965,700	973,900	1,095,300	763,600	753,138	1,078,586
地方譲与税	123,117	117,222	122,773	121,198	120,991	122,286
その他（依存財源）	386,878	441,066	684,323	613,146	637,400	678,073
歳入合計	17,274,859	17,039,543	16,670,096	16,236,581	15,670,548	17,080,742

2. 地方税の内訳

黒石市の歳入のうち自主財源の中心である地方税の内訳は以下のとおりです。

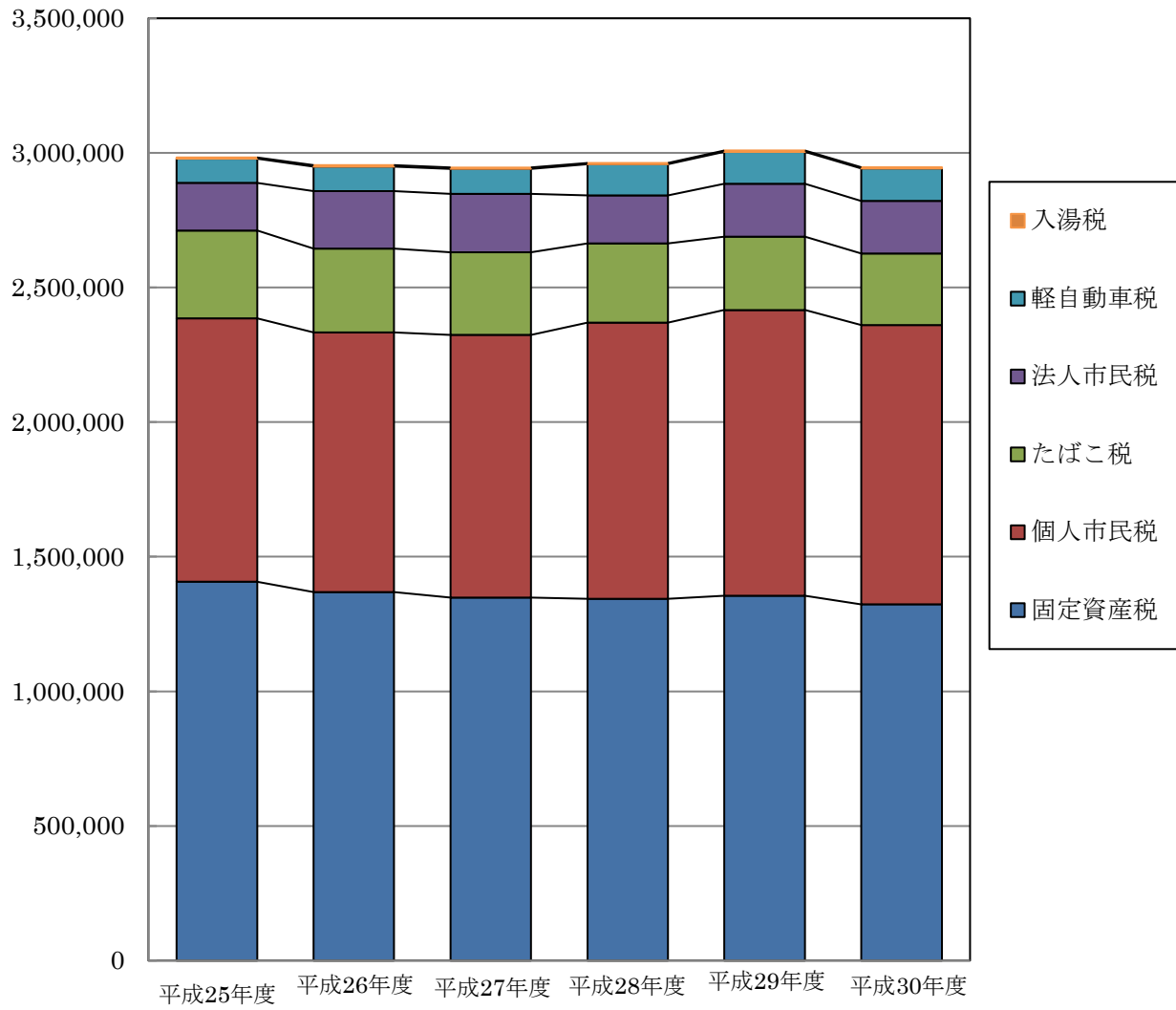
地方税収入総額は29億4,687万8千円で、前年度より2.1%の減(6,205万3千円の減)となりました。

税目ごとの対前年度比ですが、固定資産税は2.3%減、個人市民税は2.3%減、たばこ税は2.2%減、法人市民税は1.3%減、軽自動車税は2.2%増、入湯税は1.7%減になります。



- ★ 固定資産税…土地・家屋及び償却資産（事業用の機械・器具・備品など）に対してかかる税金です。
- ★ 個人市民税…個人の前年の所得に対してかかる税金です。
- ★ たばこ税…市内で売られるたばこに対してかかる税金です。
- ★ 法人市民税…法人（会社など）に対し、その所得に基づいてかかる税金です。
- ★ 軽自動車税…軽自動車に対してかかる税金です（軽自動車以外の自動車については、都道府県で徴収しています）。
- ★ 入湯税…温泉の入湯客に課される税金です。

【市税収入の推移】（単位：千円）



	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
固定資産税	1,407,064	1,368,697	1,347,806	1,344,026	1,354,756	1,322,989
個人市民税	978,545	964,661	976,098	1,025,924	1,061,906	1,037,730
たばこ税	326,336	311,513	306,772	294,463	271,624	265,643
法人市民税	176,645	212,822	217,352	178,350	197,558	194,968
軽自動車税	89,808	91,367	92,575	115,135	118,063	120,611
入湯税	4,925	5,174	5,458	5,177	5,024	4,937

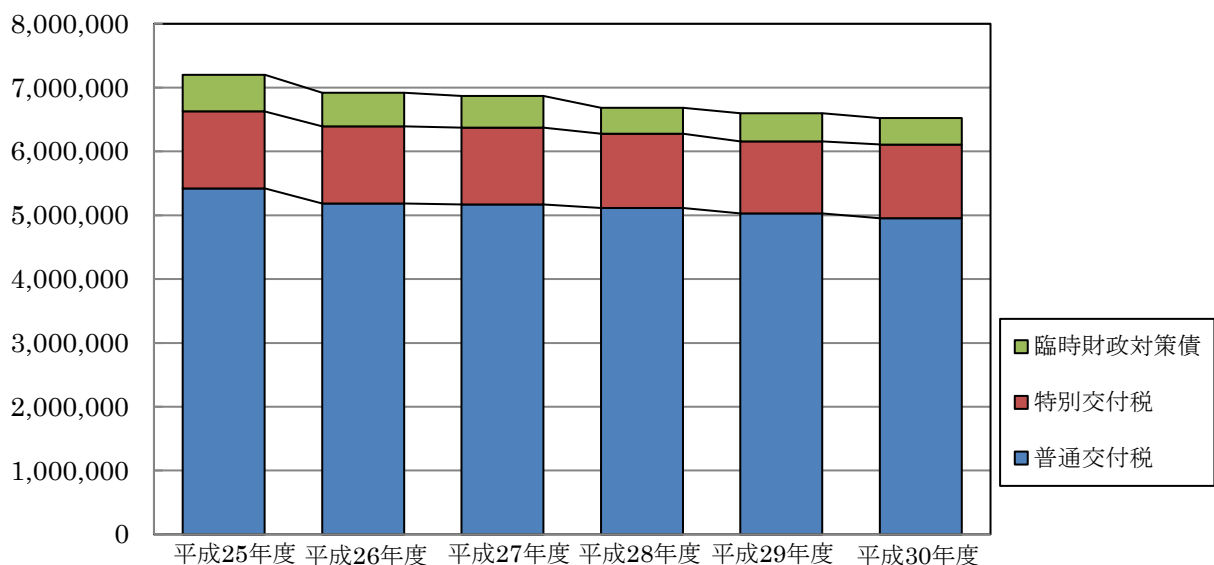
3. 地方交付税の推移

歳入の中心となっている地方交付税の平成30年度決算額は、普通交付税・特別交付税を合わせて61億928万8千円で、前年度と比べて0.8%の減（4,795万6千円の減）となりました。

地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付額は65億2,197万4千円で、前年度に比べ0.7%の減（4,710万8千円の減）となりました。

【地方交付税の推移】

(単位：千円)



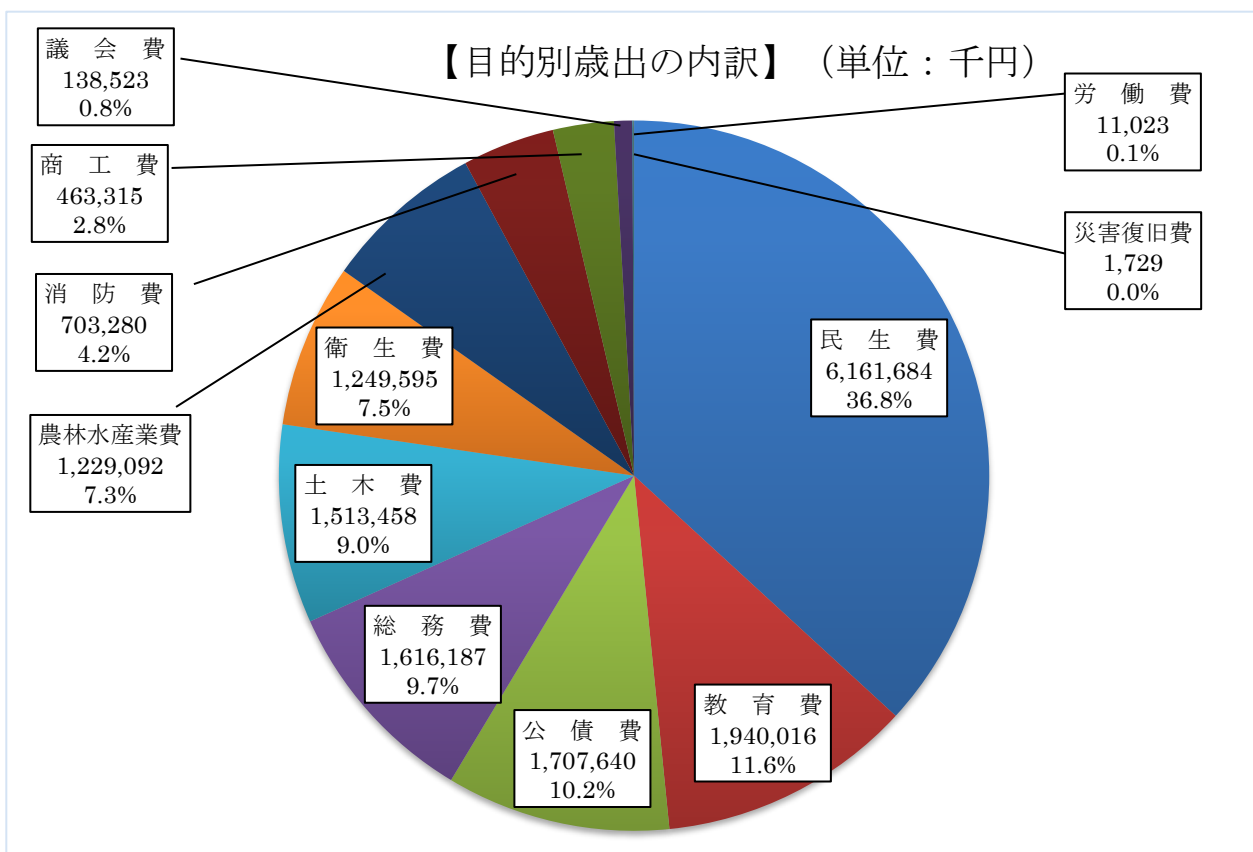
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
普通交付税	5,421,745	5,184,400	5,169,975	5,115,503	5,029,352	4,953,161
特別交付税	1,204,793	1,208,463	1,203,329	1,161,964	1,127,892	1,156,127
臨時財政対策債	575,000	526,800	496,500	408,500	411,838	412,686
普通交付税＋特別交付税計	6,626,538	6,392,863	6,373,304	6,277,467	6,157,244	6,109,288
地方交付税＋臨時財政対策債計	7,201,538	6,919,663	6,869,804	6,685,967	6,569,082	6,521,974

- ★ 特別交付税…地方交付税の一部で、普通交付税ではとらえることができなかった特別の財政需要（災害や豪雪など）があった場合などに交付されます。
- ★ 臨時財政対策債…地方一般財源の不足に対処するための地方債です。普通交付税の算定の際に算出する地方公共団体の需要額（基準財政需要額）と収入額（基準財政収入額）の差額のうち、交付税の財源不足分について発行されます。臨時財政対策債は、その元利償還金が後年度の地方交付税の基準財政需要額として算入されます（つまり将来的には普通交付税として交付されます）。

Ⅲ 歳 出

1. 目的別歳出の内訳

平成 30 年度決算における黒石市の歳出を目的別に分類した内訳は以下のとおりです。昨年度に引き続き民生費が最も大きな割合を占め、次いで教育費、公債費、総務費と続きます。

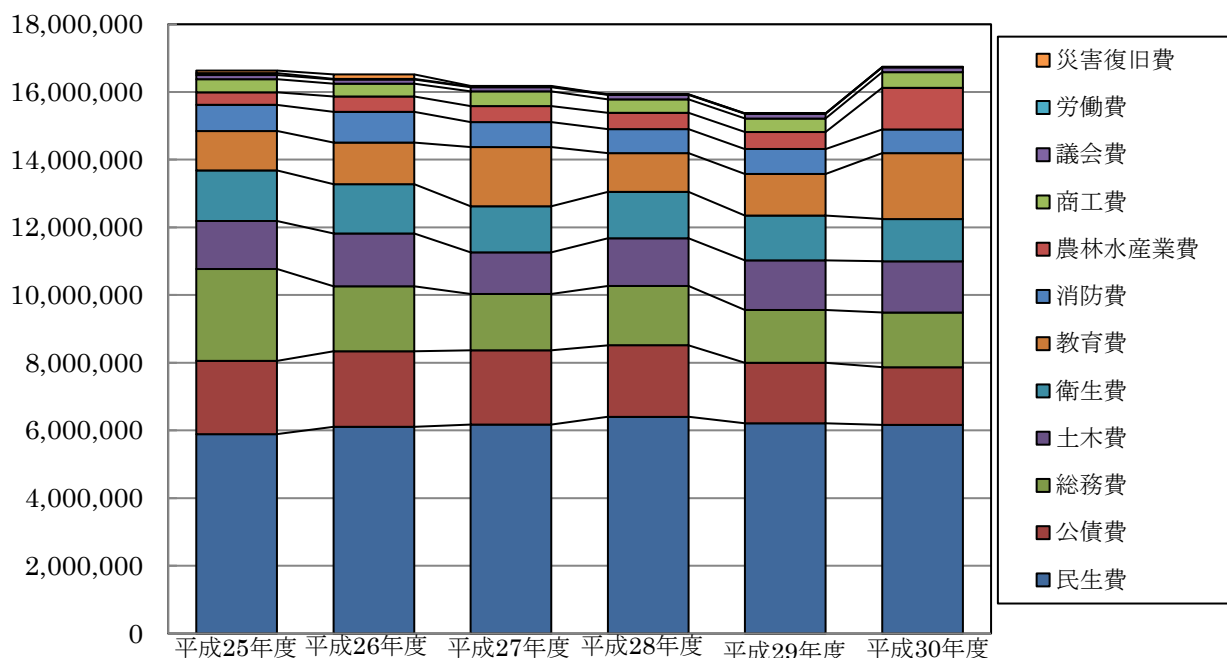


- ★ 議会費…市議会議員の報酬や旅費、議会事務局の運営などに係る経費です。
- ★ 総務費…庁舎や財産の維持管理、戸籍の管理、税金の徴収などの経費です。
- ★ 民生費…児童、高齢者、障害者等のための施設整備や運営、国民健康保険や後期高齢者医療、介護保険等の業務や生活保護などにかかる経費です。
- ★ 衛生費…健康増進、病気の予防、環境保全、ごみ処理、火葬場の運営などにかかる経費です。
- ★ 労働費…勤労者支援や雇用確保などにかかる経費です。
- ★ 農林水産業費…農林水産業の振興を図るための支援や基盤整備などにかかる経費です。
- ★ 商工費…商業や工業、観光の振興などにかかる経費です。
- ★ 土木費…道路や公営住宅の建設・維持などにかかる経費です。
- ★ 消防費…消防や災害対策などにかかる経費です。
- ★ 教育費…小・中学校の建設や学校教育、社会教育などにかかる経費です。

- ★ 災害復旧費…災害で壊れた箇所の復旧工事や、被害を受けた農地復旧のための補助金などの経費です。
- ★ 公債費…借入金の元金・利子などを支払うための経費です。

【目的別歳出の推移】

(単位：千円)

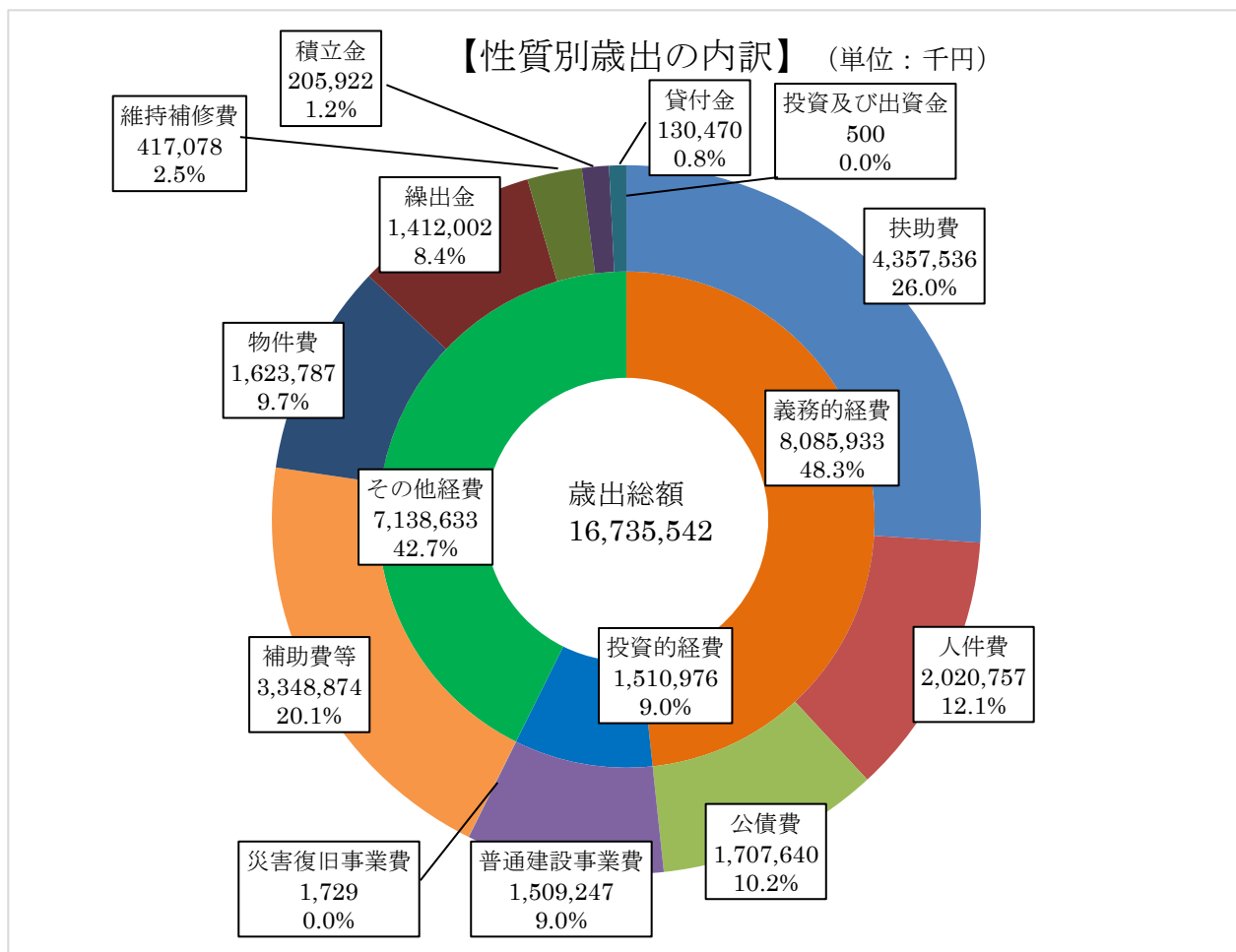


	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
民生費	5,892,401	6,105,505	6,174,481	6,404,827	6,208,672	6,161,684
公債費	2,158,509	2,230,199	2,190,137	2,109,476	1,792,880	1,707,640
総務費	2,720,123	1,924,412	1,663,761	1,749,937	1,559,062	1,616,187
土木費	1,415,935	1,560,586	1,231,888	1,410,881	1,466,557	1,513,458
衛生費	1,494,961	1,456,371	1,366,878	1,371,701	1,324,095	1,249,595
教育費	1,166,607	1,225,903	1,742,019	1,143,315	1,225,886	1,940,016
消防費	768,773	905,055	741,865	713,006	735,385	703,280
農林水産業費	371,879	459,608	469,271	478,600	504,973	1,229,092
商工費	384,717	373,800	438,053	395,259	400,937	463,315
議会費	128,265	127,768	126,425	134,578	136,380	138,523
労働費	54,643	13,439	10,957	11,053	10,341	11,023
災害復旧費	72,729	132,374	22,768	8,421	4,149	1,729
目的別歳出 合計	16,629,542	16,515,020	16,178,503	15,931,054	15,369,317	16,735,542

2. 性質別歳出の内訳

平成 30 年度決算における黒石市の歳出を今度は性質別に分類した内訳は以下のようになります。

性質別の歳出は、支払いが義務づけられ任意に削減することが難しい「義務的経費」、普通建設事業費等に充てられる「投資的経費」、他会計への繰出金や物件費などの「その他の経費」に分けることができます。



☆ 義務的経費…任意に削減することが難しい経費で、歳入によらず支出する必要があります。

★ 扶助費…生活保護費や児童・高齢者や障害者等に対する様々な福祉サービスに要する経費です。

★ 公債費…市債など市の借り入れの元金・利子の支払いに充てる経費です。

★ 人件費…一般職、特別職の給与や議員報酬等の支払にかかる経費(臨時職員は除く)です。

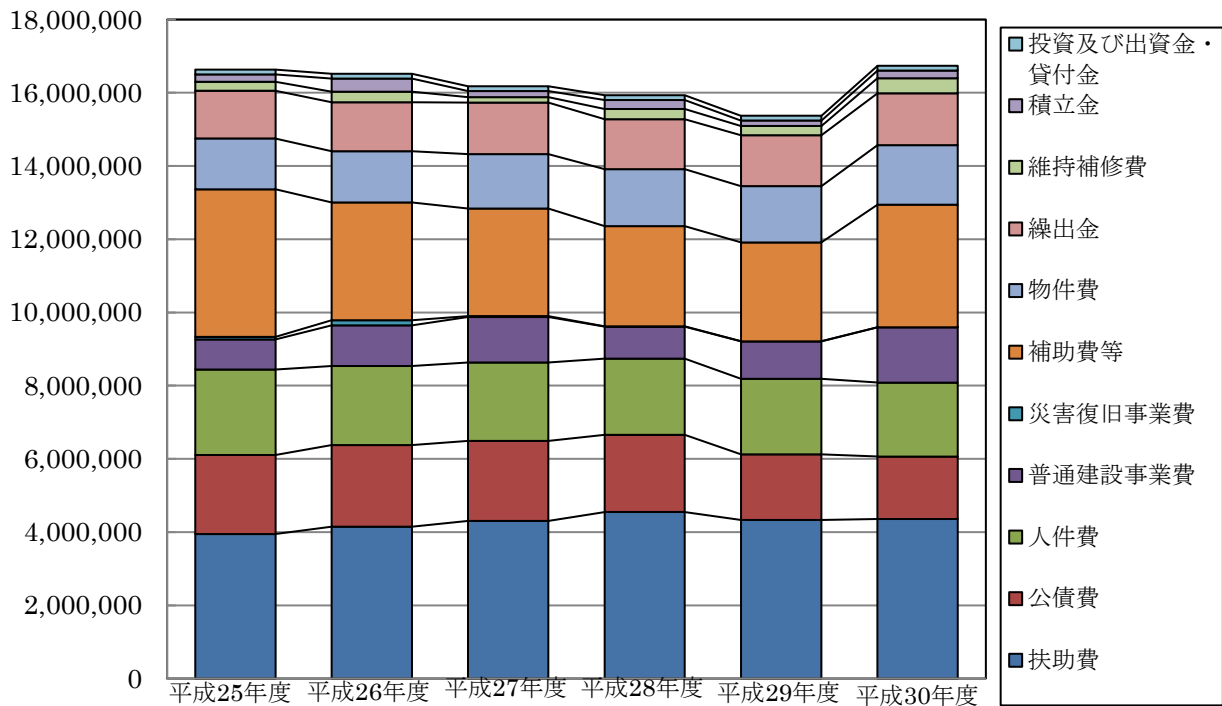
☆ 投資的経費…資本の形成に使われる経費です。

★ 普通建設事業費…道路、橋梁、公園、学校等の社会資本の整備に要する経費です。国の補助金を使って実施する補助事業と、地方自治体単独で行う単独事業があります。

- ★ 災害復旧事業費…災害の被害を受けた施設の復旧に用いる経費です。
- ☆ そのほかの経費（一部抜粋）
 - ★ 補助費等…報償費（報償金や賞賜金）、役務費（保険料）、各種負担金・補助金、寄附金等です。
 - ★ 物件費…臨時職員等の賃金、旅費、需用費（消耗品や燃料費、光熱水費等）、役務費（通信運搬費や手数料等）、備品購入費等に要する経費です。
 - ★ 繰出金…主に普通会計から他の会計への繰出金です。
 - ★ 維持補修費…道路や施設の維持補修にかかる費用（除雪経費等）です。

【性質別歳出の推移】

（単位：千円）



	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
扶助費	3,947,819	4,151,013	4,304,790	4,547,135	4,329,618	4,357,536
公債費	2,158,509	2,230,199	2,190,137	2,109,476	1,792,880	1,707,640
人件費	2,334,893	2,153,463	2,137,622	2,081,747	2,065,041	2,020,757
普通建設事業費	818,359	1,115,421	1,243,333	870,375	1,022,216	1,509,247
災害復旧事業費	72,729	132,374	22,768	8,421	4,149	1,729
補助費等	4,032,212	3,218,496	2,943,523	2,742,239	2,699,680	3,348,874
物件費	1,384,706	1,404,900	1,481,057	1,556,967	1,534,350	1,623,787
繰出金	1,305,155	1,334,109	1,406,684	1,363,914	1,390,476	1,412,002
維持補修費	242,587	291,195	151,257	280,298	252,187	417,078
積立金	201,444	353,195	166,766	239,560	147,784	205,922
投資及び出資金・貸付金	131,129	130,655	130,566	130,922	130,936	130,970
性質別歳出 合計	16,629,542	16,515,020	16,178,503	15,931,054	15,369,317	16,735,542

3. 主な性質別歳出の推移

(1) 人件費

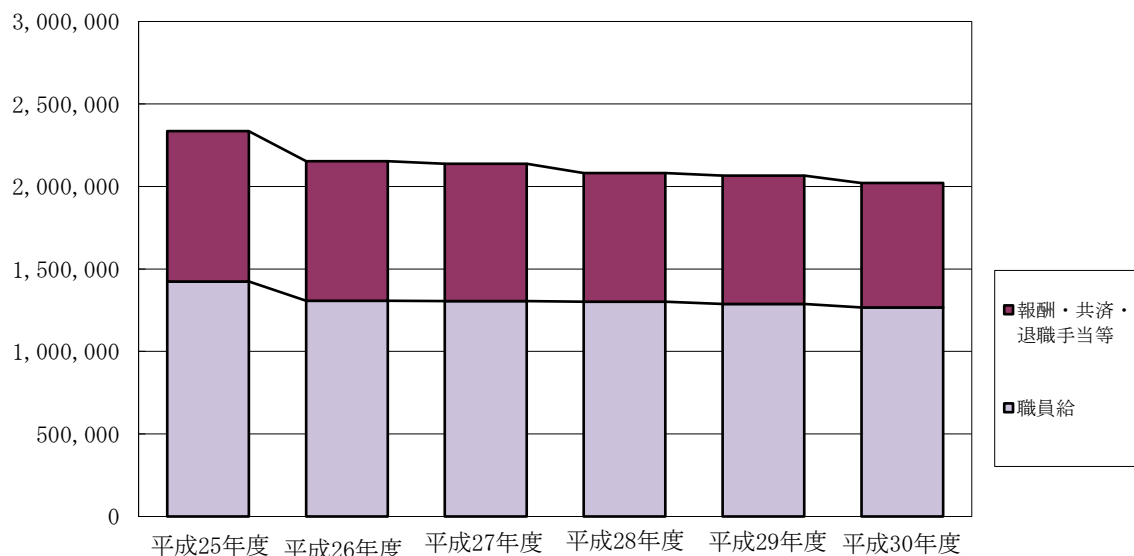
人件費については、平成 17 年 4 月 1 日から職員の給料月額額の減額措置を行っており、平成 30 年度は役職等に応じて 2~6% をカットしています。

職員給は前年度比で 1.6% の減 (2,087 万 7 千円の減)、人件費全体では 2.1% の減 (4,428 万 4 千円の減) になりました。

※普通会計の職員数を掲載しています。特別会計（国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、簡易水道）及び公営企業会計（水道事業、下水道事業、病院事業）の職員は除いています。

【人件費の推移】

(単位：千円)



	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
職員給	1,424,319	1,308,243	1,305,338	1,302,564	1,287,796	1,266,919
報酬・共済・退職手当等	910,574	845,220	832,284	779,183	777,245	753,838
人件費計	2,334,893	2,153,463	2,137,622	2,081,747	2,065,041	2,020,757
職員数 (人)	251	253	255	255	252	252
ラスパイレス指数	94.7	87.9	87.9	88.8	89.4	90.5

★ラスパイレス指数・・・地方公務員の給与水準を示すもので、国家公務員の給与水準を 100 とします。

(2) 普通建設事業費

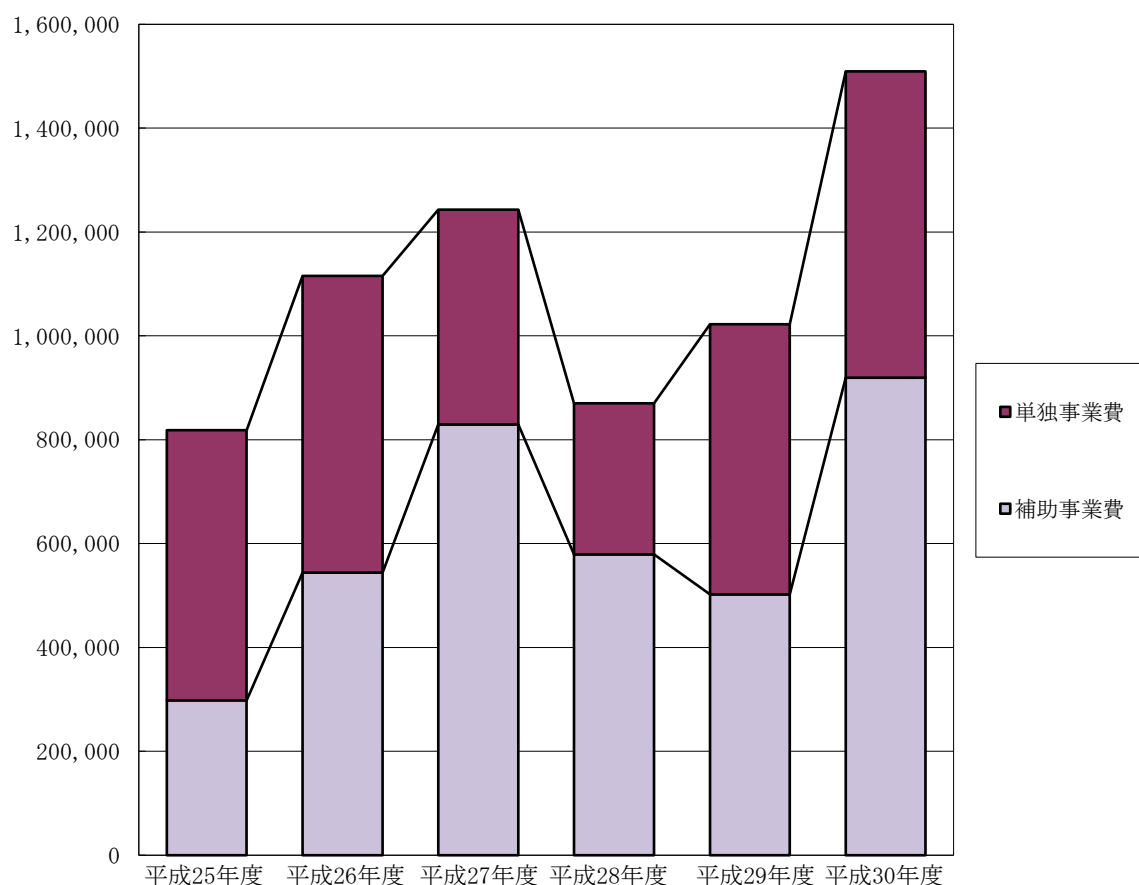
平成30年度の普通建設事業費の決算額は、補助・単独合わせて15億924万7千円で、前年度に比べ47.6%の増（4億8,703万1千円の増）となりました。

30年度の普通建設事業の主なものとしては、

- ・新設黒石市立黒石小学校新築事業…7億3,197万1千円
- ・社会資本総合整備事業…1億1,386万3千円
- ・浅瀬石23号線道路整備事業…8,045万8千円
- ・3・4・7黒石環状線街路事業…2,483万2千円
- ・黒石市立黒石東小学校増築事業…1,481万3千円
- ・公営住宅建設事業…1,033万8千円

などがあります。

【普通建設事業費の推移】（単位：千円）



	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
補助事業費	298,253	544,434	829,473	579,279	502,078	919,410
単独事業費	520,106	570,987	413,860	291,096	520,138	589,837
普通建設事業費合計	818,359	1,115,421	1,243,333	870,375	1,022,216	1,509,247

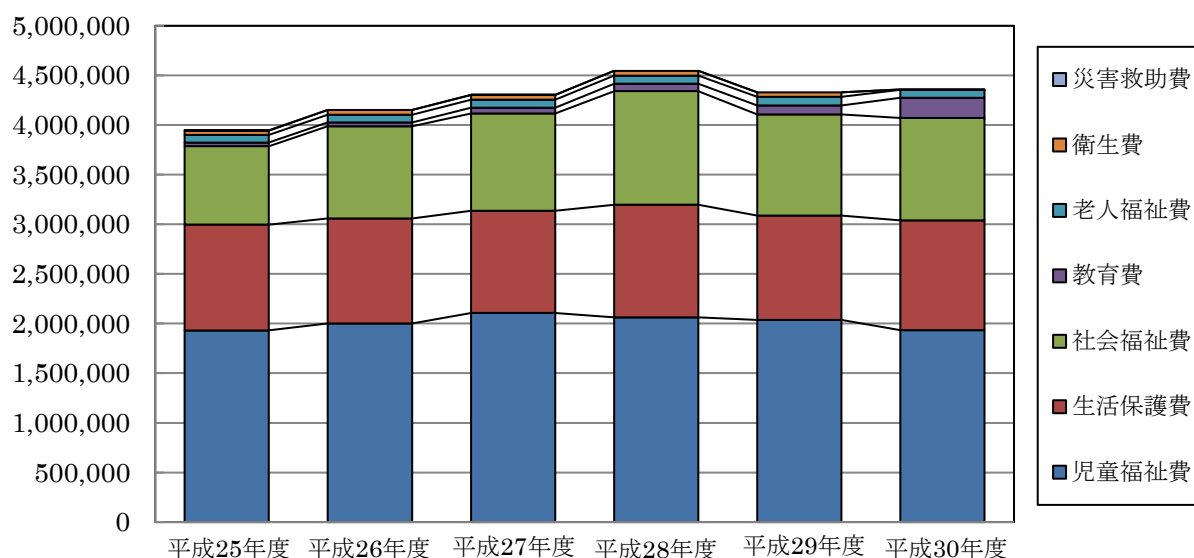
(3) 扶助費

平成30年度の扶助費の決算額は43億5,753万6千円で、前年度に比べ0.6%の増(2,791万8千円の増)となりました。

平成30年度の扶助費は歳出全体の26.0%を占めています。

【扶助費の推移】

(単位：千円)



	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童福祉費	1,931,981	2,002,564	2,106,575	2,062,416	2,037,768	1,933,599
生活保護費	1,064,866	1,056,758	1,031,330	1,134,570	1,051,626	1,107,518
社会福祉費	789,879	928,183	980,382	1,144,111	1,016,860	1,029,523
教育費	38,201	39,301	57,032	75,319	92,735	205,195
老人福祉費	75,988	78,490	80,291	82,272	84,353	78,959
衛生費	41,904	45,717	47,930	48,447	46,276	2,742
災害救助費	5,000	0	1,250	0	0	0
扶助費合計	3,947,819	4,151,013	4,304,790	4,547,135	4,329,618	4,357,536

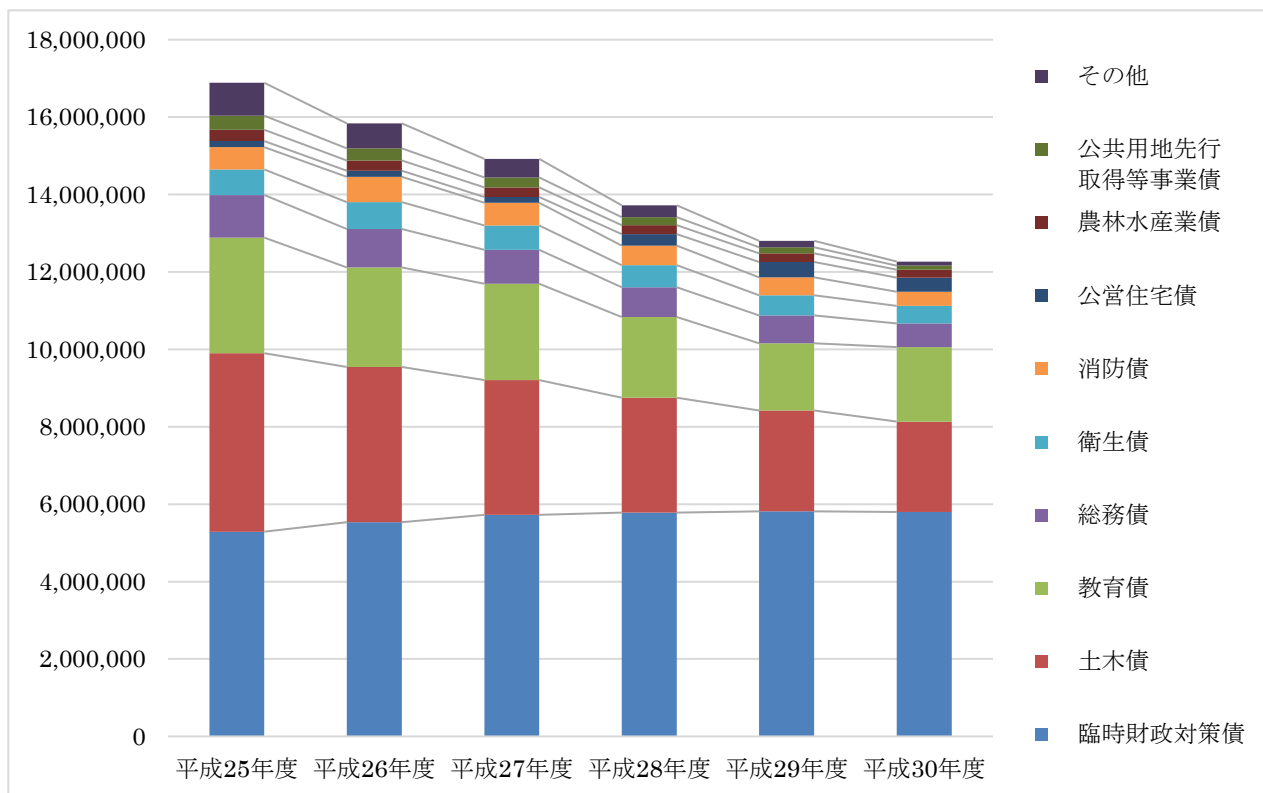
- ★ 児童福祉費…保育所運営費や児童手当、ひとり親家庭等医療費などがあります。
- ★ 社会福祉費…身体障害者や知的障害者、精神障害者等への医療給付や生活支援費、障害者自立支援法に基づく事業費などがあります。28年度は臨時福祉給付金の影響で平年より多くなっています。
- ★ 生活保護費…生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助などがあります。
- ★ 老人福祉費…主に老人保護の措置費です。
- ★ 教育費…就学援助補助金や医療費、給食費扶助などがあります。
- ★ 衛生費…主に乳幼児の医療費です。

4. 地方債現在高の推移

平成30年度末の地方債現在高は前年度に比べ5億3,129万1千円減少し、122億6,865万1千円になりました。市では地方債現在高の削減に努めており、年々減少しています。

地方債の内訳を見ると、地方交付税の代替措置である臨時財政対策債が最多で、土木債、教育債と続きます。

【地方債現在高の推移】(単位：千円)

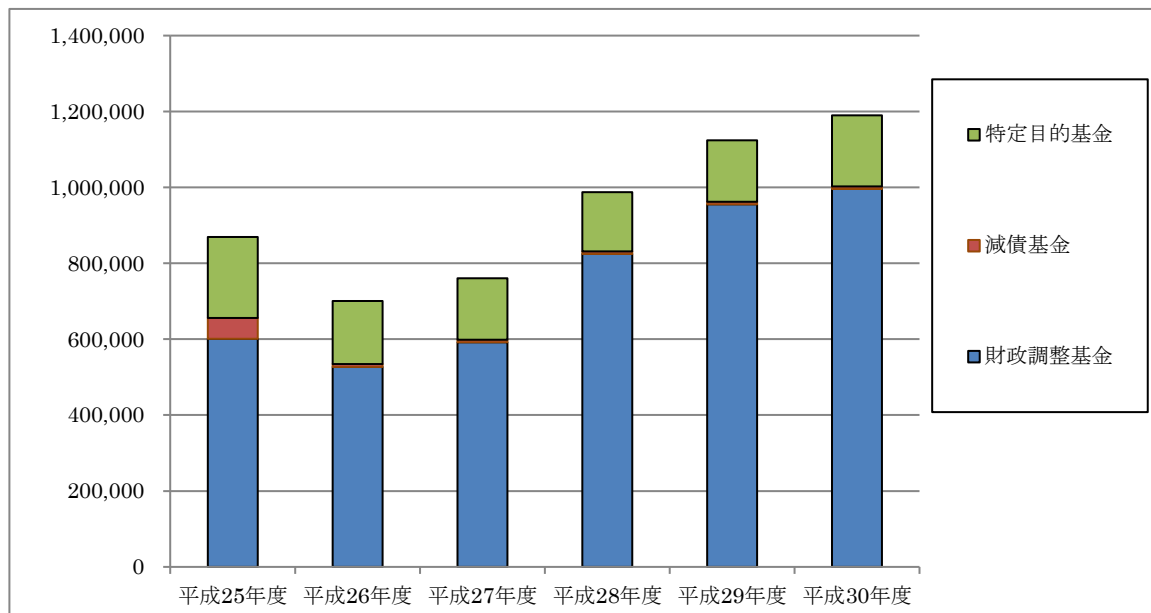


	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年度末地方債現在高	16,884,446	15,838,550	14,920,503	13,722,177	12,799,942	12,268,651
臨時財政対策債	5,289,718	5,537,411	5,721,202	5,781,678	5,814,876	5,795,727
土木債	4,610,107	4,010,097	3,488,100	2,971,680	2,608,085	2,338,812
教育債	2,985,181	2,571,509	2,485,264	2,078,424	1,730,641	1,923,399
総務債	1,101,310	988,277	875,244	768,173	723,046	611,580
衛生債	659,951	696,451	633,489	571,242	516,398	452,940
消防債	576,102	649,224	581,219	505,315	464,798	365,337
公営住宅債	156,210	158,169	151,951	297,264	401,742	364,629
農林水産業債	292,335	267,440	247,026	235,083	221,006	205,389
公共用地先行取得等事業債	364,000	312,000	260,000	208,000	156,000	104,000
その他	849,532	647,972	477,008	305,318	163,350	106,838
元金償還金	1,921,189	2,019,796	2,013,347	1,961,926	1,675,373	1,609,877
地方債発行額	1,965,700	973,900	1,095,300	763,600	753,138	1,078,586

5. 積立基金残高の推移

平成30年度の財政調整基金は1億4,059万6千円の積み立て及び1億円の取崩しにより、年度末残高が9億9,618万1千円になりました。減債基金・特定目的金を合わせたすべての基金残高は11億9,025万8千円となりました。

【積立基金残高の推移】(単位：千円)



- ★ 財政調整基金…市の財政の余裕分を積み立てて後年度の負担増や収入減に備えるための基金です。
- ★ 減債基金…地方債の償還のための資金を積み立てる基金です。
- ★ 特定目的基金…市民文化会館運営基金、図書館建設基金など特定の使途のために積み立てる基金です。

	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末
黒石市財政調整基金	601,343	527,272	591,571	824,725	955,585	996,181
黒石市減債基金	54,396	6,822	6,824	6,835	6,835	6,836
特定目的基金	213,298	199,269	162,177	155,541	162,009	187,241
黒石市民文化会館運営基金	60,483	60,583	60,649	60,706	60,760	60,888
黒石市ふるさと基金	8,305	0				
黒石市地域福祉基金	457	617	964	1,691	2,251	3,167
黒石市ふるさとの川ラブリバー基金	1	1	1	1	1	1
黒石市図書館建設基金	21,947	21,982	22,229	22,323	22,385	32,662
黒石市こみせ通り活性化基金	1,436	1,061	936	2,471	2,347	2,177
黒石市農業振興基金	18,594	16,916	14,388	12,390	19,314	21,690
黒石市歴史的景観保存基金	67,038	55,155	22,539	17,934	15,712	17,229
黒石市立学校図書館整備基金	350	850	810	1,786	1,946	4,102
黒石市ちとせ住宅団地定住促進基金	34,687	32,021	28,855	26,130	23,771	22,044
黒石市姉妹都市等交流基金		7,307	7,308	4,671	4,285	3,962
黒石市人づくり基金		2,776	3,498	5,438	5,678	8,049
未来につなげる黒石ほるぶ子ども館保存基金					39	132
黒石市スポーツ振興基金					110	345
黒石市観光振興基金					3,410	10,793
計	869,037	733,363	760,572	987,101	1,124,429	1,190,258

IV 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく指標

1. 健全化判断比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、「財政健全化法」）は平成19年6月に公布され、平成20年4月の一部施行を経て、平成21年4月から施行されました。

財政健全化法では、地方公共団体の決算に基づき財政の健全化を示す4つの指標（健全化判断比率：①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）を公表することが義務づけられています。

平成30年度決算に基づく黒石市の健全化判断比率については、次のとおりです。

【標準財政規模について】

財政健全化法による健全化判断比率の算定には、「標準財政規模」が用いられます。標準財政規模とは、地方公共団体が「標準的な行政サービス」を行うために必要であろう財政規模を示す理論上の指標で、団体の規模（人口や面積、税収）や産業構造によって増減します。

具体的には、以下の計算式で算出します。

$$\text{標準財政規模} = \text{標準税収入額等} (\text{標準税収入額} + \text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{地方特例交付金} + \text{特別交付金}) + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$$

平成30年度の黒石市の標準財政規模は、

$$\begin{aligned} & \text{標準税収入額等} : 35 \text{ 億 } 5,110 \text{ 万 } 4 \text{ 千円} + \text{普通交付税} : 49 \text{ 億 } 5,316 \text{ 万 } 1 \text{ 千円} \\ & + \text{臨時財政対策債発行可能額} : 4 \text{ 億 } 1,268 \text{ 万 } 6 \text{ 千円} = \underline{89 \text{ 億 } 1,695 \text{ 万 } 1 \text{ 千円}} \text{ でした。} \end{aligned}$$

① 実質赤字比率

	平成 29 年度決算に 基づく比率	平成 30 年度決算に 基づく比率
実質赤字比率	—	—
早期健全化基準	13.53%	13.54%
財政再生基準	20.00%	20.00%

※実質赤字比率の早期健全化基準については、標準財政規模に応じて 11.25～15.00%の範囲となっています。そのため、実質赤字比率の早期健全化基準は、その年の標準財政規模の値により変動します。

一般会計等（黒石市は一般会計・姥懐霊園墓地特別会計・土地取得特別会計をあわせたもの）の赤字額を標準財政規模と比較した割合を示したものが「実質赤字比率」です。

平成 30 年度決算の実質赤字比率は、一般会計等の実質収支の結果が黒字となったため、実質赤字比率は算出されません。

$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等（普通会計）の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
--

② 連結実質赤字比率

	平成 29 年度決算に 基づく比率	平成 30 年度決算に 基づく比率
連結実質赤字比率	—	—
早期健全化基準	18.53%	18.54%
財政再生基準	30.00%	30.00%

※連結実質赤字比率の早期健全化基準は、実質赤字比率の早期健全化基準に 5%を加えた値です。そのため連結実質赤字比率の早期健全化基準は、その年の標準財政規模の値により変動します。

地方公共団体の持つ全ての会計の赤字と黒字を合算（連結）した額を標準財政規模と比較した割合を示したものが「連結実質赤字比率」です。

一般会計等が黒字の団体でも、公営企業会計や特別会計に赤字がある場合、その赤字の規模によっては団体全体では赤字になる場合があります。その数字が反映されるという意味で、実質赤字比率よりも、現実的な指標であると言えます。

黒石市は一般会計等のほか、6つの公営企業会計と3つの特別会計がありますが、平成30年度決算において黒石市の連結実質赤字額はありませんでした。

赤字額は、病院事業会計が5億9,598万7千円でした（29ページ：黒石市各会計の実質収支の推移に全会計分を掲載）。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※連結実質赤字額：下記1と2の合計額が3と4の合計額を超える場合の当該超える額

1. 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
2. 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額（26ページで詳説）を生じた会計の資金の不足額の合計額
3. 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
4. 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

※実質赤字比率と同様に、連結実質収支が黒字の場合は、連結実質赤字比率は算出されません。

③ 実質公債費比率

	平成 29 年度決算に 基づく比率	平成 30 年度決算に 基づく比率
実質公債費比率	20.1%	18.4%
早期健全化基準	25.0%	25.0%
財政再生基準	35.0%	35.0%

地方公共団体が行政サービスに使うべき財源（標準財政規模）の内、どれだけの額を公債費に充てているのかを表す比率です。

実質公債費比率は一般会計等が直接支払う地方債の元利償還金と準元利償還金の合計を、標準財政規模と比較した数字です。計算する際は、地方公共団体が負担しなくてもよい部分（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）を分母・分子からそれぞれ控除します（分子からは特定財源も控除）。

また各年度の特殊事情などを平準化するため、3カ年の平均値を用います。地方債の発行に際して、実質公債費比率が18%以上の団体は国の許可が必要になることから、この数値が18%を下回っていることが、健全な財政の一つの目安となります。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※「準元利償還金」とは、以下のことをいいます。

1. 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年あたりの元金償還金相当額
2. 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
3. 一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
4. 債務負担行為（契約等により将来支払うことを約束しているもの）に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
5. 一時借入金の利子

※元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額とは、地方債の後年度の元利償還金について、普通交付税の算定において基準財政需要額に算入されたもの（いわゆる交付税措置されたもの）のことをいいます。

④将来負担比率

	平成 29 年度決算に 基づく比率	平成 30 年度決算に 基づく比率
将来負担比率	104.1%	80.4%
早期健全化基準	350.0%	350.0%

地方公共団体の実質的な赤字や一般会計等の地方債現在高、債務負担行為により後年度に支払うべき支出額、公営企業等の他会計の地方債現在高のうち一般会計等で負担すべき部分、一部事務組合等の地方債現在高のうちその団体が負担すべき部分、土地開発公社の負債や損失補償をしている第三セクターの負債のうちその団体が負担すべきもの等、その地方公共団体が現時点で想定される将来支払うことになる可能性のある負担額を標準財政規模と比較した割合を示したものが「将来負担比率」です。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※将来負担額とは、以下の8項目の合計をいいます。

1. 一般会計等の決算年度末における地方債現在高
2. 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
3. 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
4. 当該地方公共団体が加入する、一部事務組合等の地方債の元金償還に充てる当該地方公共団体からの負担等見込額
5. 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち一般会計等の負担見込額
6. 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
7. 連結実質赤字額
8. 一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等の負担見込額

※充当可能基金額とは、上記の1～6までの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金のことをいいます。

2. 早期健全化基準と財政再生基準

財政健全化法による4つの指標のうち、1つでも「早期健全化基準」以上となると、「財政健全化団体」となり、議会の議決を経て「財政健全化計画」を策定し、自主的な改善努力により財政の健全化を進めていかなければなりません。

財政健全化計画は、実質赤字比率が早期健全化基準以上となった場合は実質赤字比率をゼロに（実質赤字を解消する）すること、それ以外の指標が早期健全化基準以上となった場合はその比率を早期健全化基準未満にすることが求められます。

また、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率の3つの指標のうち、1つでも「財政再生基準」以上となると、「財政再生団体」となり、議会の議決を経て「財政再生計画」を策定しなければなりません。「財政再生団体」は、「財政健全化団体」とは異なり、国や都道府県の強力な関与・勧告・指導の下で確実に財政再生を進めていくことになります。策定した財政再生計画に総務大臣の同意があった場合は、収支不足額を振り替える、償還期間を財政再生計画期間内とした地方債（再生振替特例債）の発行が可能になります。なお、総務大臣の同意がない場合は、災害復旧事業等を除き地方債の発行が制限されます。

財政再生計画は、実質赤字比率が財政再生基準以上となった場合は実質赤字比率をゼロに（実質赤字を解消する）すること、それ以外の指標が財政再生基準以上となった場合はその比率を早期健全化基準未満にすることが求められます。財政健全化計画と比べると、より具体的な数値目標の設定や財政再生に係る施策を明記することが求められています。

平成30年度決算に基づく黒石市の健全化判断比率は、前年度同様4つの指標すべてで早期健全化基準をクリアし、財政健全化法に基づく「財政健全化団体」の対象になりませんでした。

今後も実質赤字比率、連結実質赤字比率が算定されない黒字の状態を維持しつつも、将来を見据えた財政運営を継続することで、実質公債費比率、将来負担比率の改善に努めなくてはなりません。

3. 資金不足比率

地方公営企業の経営状況について、資金不足額を事業の規模（料金収入の規模等）と比較した割合を示したものが、「資金不足比率」です。資金不足比率の割合が高いほど、公営企業が抱える資金不足額を料金収入で解消することが難しい、すなわち経営状況が悪化しているといえます。なお、資金不足比率は地方公営企業ごとに算出され、算出方法は以下のとおりです。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※資金の不足額とは、以下のことをいいます。

資金の不足額（法適用企業）

$$= (\text{流動負債} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高} - \text{流動資産}) - \text{解消可能資金不足額}$$

資金の不足額（法非適用企業）

$$= (\text{繰上充用額} + \text{支払繰延額} \cdot \text{事業繰越額} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高}) - \text{解消可能資金不足額}$$

※解消可能資金不足額とは、事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合（下水道事業や地下鉄事業などその事業を開始するために大規模な設備投資を行った場合等）において、資金の不足額から控除する一定の額のことをいいます。

※事業の規模とは、以下のことをいいます。

$$\text{事業の規模（法適用企業）} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

$$\text{事業の規模（法非適用企業）} = \text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額}$$

なお、各地方公営企業の資金不足比率が「経営健全化基準：20%」以上になると、「経営健全化団体」となり、各公営企業は個別外部監査、議会の議決を経て「経営健全化計画」を策定し、公営企業の経営健全化を進めていくこととなります。

経営健全化計画はおおむね5年程度の期間で、資金不足比率を経営健全化基準未満にすることが求められます。

平成30年度決算における各公営企業会計の資金不足比率は、次のとおりです。

【平成 30 年度決算の黒石市各公営企業会計の資金不足比率】

(単位：千円、%)

公営企業会計名	資金の不足額	事業の規模	資金不足比率
水道事業会計	—	720, 229	—
病院事業会計	595, 987	4, 012, 650	14. 8
下水道事業会計	—	329, 125	—
簡易水道特別会計	—	22, 396	—
農業集落排水事業特別会計	—	1, 682	—
温泉供給事業特別会計	—	16, 638	—

※資金不足がない場合又は剰余額がある場合は、資金不足比率はなしとなります。

平成 30 年度は 6 つの公営企業会計のうち、病院事業会計で資金の不足額が生じています。

【参考資料】

黒石市普通・一般会計決算の推移/基金残高/財政指標

<普通会計決算の推移>

(単位：千円)

(単位：千円)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
歳入総額 A	16,236,581	15,670,548	17,080,742
歳出総額 B	15,931,054	15,369,317	16,735,542
歳入歳出差引額 (A - B) C	305,527	301,231	345,200
翌年度へ繰越すべき財源 D	42,697	13,704	17,919
実質収支 (C - D) E	262,830	287,527	327,281
単年度収支 F	△ 202,202	24,697	39,754
積立金 G	233,154	130,860	140,596
繰上償還金 H	0	1,308	0
積立金取崩額 I	0	0	100,000
実質単年度収支 (F + G + H - I) J	30,952	156,865	80,350
地方債現在高 K	13,722,177	12,799,942	12,268,651

<一般会計決算の推移>

(単位：千円)

(単位：千円)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
歳入総額 A	16,244,731	15,773,577	17,068,997
歳出総額 B	15,945,152	15,483,959	16,737,211
歳入歳出差引額 (A - B) C	299,579	289,618	331,786
翌年度へ繰越すべき財源 D	42,697	13,704	17,919
実質収支 (C - D) E	256,882	275,914	313,867
単年度収支 F	△ 207,563	19,032	37,953
積立金 G	233,154	130,860	140,596
繰上償還金 H	0	1,308	0
積立金取崩額 I	0	0	100,000
実質単年度収支 (F + G + H - I) J	25,591	151,200	78,549
地方債現在高 K	13,514,177	12,643,942	12,164,651

<基金残高>

(単位：千円)

(単位：千円)

(単位：千円)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
基金残高合計	987,101	1,124,429	1,190,258
うち財政調整基金	824,725	955,585	996,181
うち減債基金	6,835	6,835	6,836
うち特定目的基金	155,541	162,009	187,241

<財政指標>

(単位：%)

(単位：%)

(単位：%)

財政指標名	平成28年度	平成29年度	平成30年度
財政力指数 (3ヵ年平均)	0.345	0.353	0.358
実質収支比率	2.9	3.2	3.7
経常収支比率	98.5	96.3	96.6
公債費負担比率	18.8	16.5	15.6

黒石市各会計の実質収支の推移/健全化判断比率

< 普通会計及び特別会計・公営企業会計の実質収支の推移 >

(単位：千円)

(単位：千円)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度
実 質 収 支	一 般 会 計	256,882	275,914	313,867
	国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	209,307	180,963	198,222
	後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	4,804	4,178	5,080
	姥 懐 霊 園 墓 地 特 別 会 計	5,946	11,611	13,412
	介 護 保 険 特 別 会 計	77,034	181,921	252,832
	簡 易 水 道 特 別 会 計	2,847	4,729	2,156
	温 泉 供 給 事 業 特 別 会 計	5,046	9,264	11,216
	農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	1,872	1,448	573
	土 地 取 得 特 別 会 計	2	2	2
	病院事業会計（資金不足・剰余額）	△ 116,849	△ 506,768	△ 595,987
	水道事業会計（資金不足・剰余額）	844,043	760,148	821,506
	下水道事業会計（資金不足・剰余額）	156,278	221,096	292,841
	合 計	1,447,212	1,144,506	1,315,720
標 準 税 収 入 額 等 A	3,524,879	3,511,622	3,551,104	
普 通 交 付 税 額 B	5,115,503	5,029,352	4,953,161	
臨 時 財 政 対 策 債 発 行 可 能 額 C	408,563	411,838	412,686	
標 準 財 政 規 模 (A + B + C)	9,048,945	8,952,812	8,916,951	

< 健全化判断比率の推移 >

(単位：%)

(単位：%)

健全化判断比率名	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実 質 赤 字 比 率	—	—	—
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	—
実質公債費比率（3ヵ年平均）	22.0	20.1	18.4
将 来 負 担 比 率	119.3	104.1	80.4

平成30年度普通会計 歳入・歳出の増減比較

(歳入)

(単位 千円、%)

区 分	平成29年度		平成30年度		比較 (30年度-29年度)	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
1. 地方税	3,008,931	19.3	2,946,878	17.3	△ 62,053	△ 2.1
2. 地方譲与税	120,991	0.9	122,286	0.7	1,295	1.1
3. 利子割交付金	5,113	0.0	4,360	0.0	△ 753	△ 14.7
4. 配当割交付金	5,484	0.0	4,120	0.0	△ 1,364	△ 24.9
5. 株式等譲渡所得割交付金	4,897	0.0	3,310	0.0	△ 1,587	△ 32.4
6. 地方消費税交付金	574,270	3.7	616,711	3.6	42,441	7.4
7. 自動車取得税交付金	32,446	0.2	30,024	0.2	△ 2,422	△ 7.5
8. 地方特例交付金	10,741	0.1	15,409	0.1	4,668	43.5
9. 地方交付税	6,157,244	39.3	6,109,288	35.8	△ 47,956	△ 0.8
うち普通交付税	5,029,352	32.1	4,953,161	29.0	△ 76,191	△ 1.5
うち特別交付税	1,127,892	7.2	1,156,127	6.8	28,235	2.5
10. 交通安全対策特別交付金	4,449	0.0	4,139	0.0	△ 310	△ 7.0
11. 分担金及び負担金	243,834	1.6	150,966	0.9	△ 92,868	△ 38.1
12. 使用料	70,775	0.5	74,109	0.4	3,334	4.7
13. 手数料	86,734	0.6	84,791	0.5	△ 1,943	△ 2.2
14. 国庫支出金	2,665,256	17.0	2,969,772	17.4	304,516	11.4
15. 県支出金	1,266,562	8.2	2,022,385	11.8	755,823	59.7
16. 財産収入	50,636	0.3	28,735	0.2	△ 21,901	△ 43.3
17. 寄附金	8,447	0.1	69,988	0.4	61,541	728.6
18. 繰入金	43,814	0.3	186,866	1.1	143,052	326.5
19. 繰越金	305,527	1.9	301,231	1.8	△ 4,296	△ 1.4
20. 諸収入	251,259	1.6	256,788	1.5	5,529	2.2
21. 地方債	753,138	4.8	1,078,586	6.3	325,448	43.2
歳入合計	15,670,548	100.4	17,080,742	100.0	1,410,194	9.0

※参考

臨時財政対策債	411,838	2.6	412,686	2.4	848	0.2
地方交付税+臨時財政対策債	6,569,082	41.9	6,521,974	38.2	△ 47,108	△ 0.7

(歳出 目的別)

(単位 千円、%)

区 分	平成29年度		平成30年度		比較 (30年度-29年度)	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
1. 議会費	136,380	0.9	138,523	0.8	2,143	1.6
2. 総務費	1,559,062	10.1	1,616,187	9.7	57,125	3.7
3. 民生費	6,208,672	40.4	6,161,684	36.8	△ 46,988	△ 0.8
4. 衛生費	1,324,095	8.6	1,249,595	7.5	△ 74,500	△ 5.6
5. 労働費	10,341	0.1	11,023	0.1	682	6.6
6. 農林水産業費	504,973	3.3	1,229,092	7.3	724,119	143.4
7. 商工費	400,937	2.6	463,315	2.8	62,378	15.6
8. 土木費	1,466,557	9.5	1,513,458	9.0	46,901	3.2
9. 消防費	735,385	4.8	703,280	4.2	△ 32,105	△ 4.4
10. 教育費	1,225,886	8.0	1,940,016	11.6	714,130	58.3
11. 災害復旧費	4,149	0.0	1,729	0.0	△ 2,420	△ 58.3
12. 公債費	1,792,880	11.7	1,707,640	10.2	△ 85,240	△ 4.8
歳出合計	15,369,317	100.0	16,735,542	100.0	1,366,225	8.9

(歳出 性質別)

(単位 千円、%)

区 分	平成29年度		平成30年度		比較 (30年度-29年度)	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
I 義務的経費	8,187,539	53.4	8,085,933	48.3	△ 101,606	△ 1.2
1. 人件費	2,065,041	13.4	2,020,757	12.1	△ 44,284	△ 2.1
うち職員給	1,287,796	8.4	1,266,919	7.6	△ 20,877	△ 1.6
2. 扶助費	4,329,618	28.3	4,357,536	26.0	27,918	0.6
3. 公債費	1,792,880	11.7	1,707,640	10.2	△ 85,240	△ 4.8
II 投資的経費	1,026,365	6.7	1,510,976	9.0	484,611	47.2
1. 普通建設事業費	1,022,216	6.8	1,509,247	9.0	487,031	47.6
①補助事業費	502,078	3.4	919,410	5.5	417,332	83.1
②単独事業費	520,138	3.4	589,837	3.5	69,699	13.4
2. 災害復旧事業費	4,149	△ 0.1	1,729	0.0	△ 2,420	△ 58.3
①補助事業費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
②単独事業費	4,149	△ 0.1	1,729	0.0	△ 2,420	△ 58.3
III その他	6,155,413	39.9	7,138,633	42.7	983,220	16.0
1. 物件費	1,534,350	10.0	1,623,787	9.7	89,437	5.8
2. 維持補修費	252,187	1.5	417,078	2.5	164,891	65.4
3. 補助費等	2,699,680	17.6	3,348,874	20.1	649,194	24.0
4. 積立金	147,784	1.0	205,922	1.2	58,138	39.3
5. 投資及び出資金	500	0.0	500	0.0	0	0.0
6. 貸付金	130,436	0.8	130,470	0.8	34	0.0
7. 繰出金	1,390,476	9.0	1,412,002	8.4	21,526	1.5
歳出合計	15,369,317	100.0	16,735,542	100.0	1,366,225	8.9

地方消費税交付金引き上げ分が充てられる社会保障経費(平成30年度決算)

(単位：千円)

	経費	特定財源		一般財源	うち消費税引き上げ分		
		国県支出金	その他		うち消費税引き上げ分	その他	
社会福祉	障害福祉関係	1,074,489	774,551	4,197	295,741	20,455	275,286
	老人福祉関係	116,818	3,842	12,517	100,459	6,948	93,511
	児童福祉関係	2,942,807	1,421,858	120,278	1,400,671	96,880	1,303,791
	生活保護関係	1,133,554	876,749	39	256,766	17,760	239,006
	その他社会福祉	66,199	4,910	0	61,289	4,239	57,050
	小計	5,333,867	3,081,910	137,031	2,114,926	146,283	1,968,643
社会保険	介護保険事業関係	539,539	16,128	0	523,411	36,203	487,208
	国民健康保険事業関係	364,407	192,560	0	171,847	11,886	159,961
	後期高齢者医療事業関係	483,055	149,712	0	333,343	23,056	310,287
	小計	1,387,001	358,400	0	1,028,601	71,145	957,456
保健衛生	病院関係	536,885	0	0	536,885	37,135	499,750
	予防関係	123,354	1,290	8,674	113,390	7,843	105,547
	その他保健衛生	85,353	23,478	6,025	55,850	3,863	51,987
	小計	745,592	24,768	14,699	706,125	48,840	657,285
合計	7,466,460	3,465,078	151,730	3,849,652	266,268	3,583,384	

【 語 句 等 の 説 明 】

○基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、標準的な状態で徴収が見込まれる税収入などを一定の方法で算定した額。標準的な市税収入見込額の75%相当額と、譲与税などの税外収入の75%相当額（地方特例交付金など一部は100%）が普通交付税の算定に用いられます。

○基準財政需要額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体の合理的かつ妥当な水準で行政を運営した場合にかかる経費を一定の方法で算出したときの一般財源の額。「交付税措置」といわれるものは、主にこの基準財政需要額に算入されることです。

なお普通交付税は、基準財政収入額からこの額を差し引いた財源不足額を基礎にして交付されます。

○財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標で、前述の基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3年間の平均値をいいます。この指数が高いほど、財政に余裕があるということになります。

なお、この指数が1を上回る場合（基準財政収入額が基準財政需要額を上回る場合）は、普通交付税が交付されません。

○経常収支比率

人件費・扶助費・公債費などの義務的経費や経常的に支出される物件費・維持補修費などに使われた一般財源の額（経常経費充当一般財源）が、市税・地方譲与税・地方交付税・利子割交付金など経常的に収入される一般財源の総額（経常一般財源総額）に占める割合をいいます。この比率が高いほど財政構造が弾力性を失い、硬直化している状態といわれます。

○公債費負担比率

財政構造の弾力性を判断する指標で、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合を表す比率です。この比率が15%で警戒ライン、20%で危険ラインとされています。

35